

北海道告示第10121号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 4年 2月 7日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第3025号	副産動植物質肥料	DHコラーゲン100	窒素全量 7.0	使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	大鳳商事株式会社	東京都中央区銀座三丁目4番1号	令和10年3月13日